

平成26年度 第1回東近江市市民協働推進委員会 次第

平成26年7月28日(月)午後7時30分～
東近江市市役所新館 319会議室

1. 開 会

2. 総務部長あいさつ

3. 自己紹介

4. 正・副委員長の選出

5. 委員長あいさつ

6. 会議公開規程の制定

7. 委員会の概要等について

8. 協働の本質とこれからの自治

深尾 昌峰 龍谷大学政策学部准教授

9. 意見交換(協働で取り組むしくみ)

10. 事務連絡

- ・第2回東近江市市民協働推進委員会 日程

日時：平成26年8月28日(木)午後3時又は午後7時30分から

場所：未定

内容：協働で取り組むしくみについて

11. 閉 会

東近江市市民協働推進委員会

名簿

分類	所属	氏名	備考	
学識経験者	帝塚山大学法学部	中川 幾郎	顧問	継
学識経験者	龍谷大学政策学部	深尾 昌峰		継
市民活動団体等	前年度自治会連合会	飛田 重金		新
市民活動団体等	市辺地区まちづくり協議会	高頭 勇次		新
市民活動団体等	湖東地区まちづくり協議会	福田 純子		新
市民活動団体等	(社)八日市商工会議所青年部	小倉 昌和		継
市民活動団体等	(社福)東近江市社会福祉協議会	太田 裕子		新
市民活動団体等	(特活)加楽	楠神 渉		継
市民活動団体等	(特活)まちづくりネット東近江	佐子 友彦		継
市民活動団体等	手当療法士	築山 清美		新
市民活動団体等	滋賀県立大学地域共生センター	北井 香		新
市民活動団体等	蒲生コミュニティセンター	森田 徳治		新
市民活動団体等	+FARM	荷宮 将義		新
公募市民	公募委員	井尻 久嗣		新
公募市民	公募委員	大橋 正徳		新
公募市民	公募委員	板倉 元		新

合計 顧問1名、委員15名(敬称略)

事務局	まちづくり協働課	黄地 正治	
事務局	まちづくり協働課	山口 美知子	
事務局	まちづくり協働課	浅田 幸宏	

東近江市民協働推進委員会の会議の公開に関する規程（案）

1 趣旨

この規程は、東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開について東近江市市民協働のまちづくり条例第9条第3項及び第4項の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 会議の公開

- (1) 委員会は、審議の透明性を確保し市民の理解と信頼を得るため、原則として会議を公開するものとする。
- (2) 委員会の会議が次の何れかに該当する場合は、委員長は委員会に諮って、会議を非公開とすることができる。
 - ア 会議を公開することにより、特定の個人又は団体の正当な利益を害する恐れがある場合
 - イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障を生じる恐れがある場合

3 会議開催の公表

会議を開催する場合は、1週間前までに日時、場所、議題、傍聴方法を市ホームページに掲載し、公表する。

4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、10人以内とし、会場を考慮して委員長が定める。

5 傍聴の手続き

会議を傍聴しようとする者は、当日、会場受付で住所、氏名、所属等を傍聴受付表に記入しなければならない。

6 傍聴の制限

委員長は、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがある者の傍聴を認めないことができる。

7 傍聴人の守るべき事項

- 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
- ア 会議の言論に対し拍手、発言をしないこと。
 - イ 原則として、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
 - ウ 会議の非公開が決定されたときは、速やかに退場すること。

8 会議録等

- (1) 会議資料及び会議録は公開するものとする。
- (2) 非公開とした会議においても、支障のない会議資料及び議事の概要は公開するものとする。
- (3) 会議資料、会議録及び議事概要の公開は、市ホームページに掲載し、公表する。
- (4) 前項の規定により公開する会議録及び議事概要には、発言者の氏名等は明らかにしないものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月28日から施行する。

東近江市市民協働推進委員会の概要について

委員会設置の趣旨

少子高齢化・財政悪化など社会経済情勢の大きな変化や市民ニーズが多様化・複雑化する中、公共的な課題を解決するにはこれまでのような行政サービスだけでは対応が困難です。公共分野に市民が積極的に参加すると共に、市民と行政がそれぞれの特性を活かして相互の理解と信頼の下に、連携・協力して地域課題の解決に取り組む「市民と行政の協働によるまちづくり」が求められています。

東近江市では、これまでの協働の取組をさらに強化するために市民参加で「東近江市協働のまちづくり条例（※1）」及び「東近江市市民協働推進計画（※2）」を作成しました。

協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、総合的・計画的に推進するため、「市民協働推進委員会」を設置し、協働によるまちづくりの調査・審議、市民協働の取り組みの検討、その他協働の推進に向けた活動を行います。

※1 「東近江市協働のまちづくり条例（平成26年4月1日施行）」

市民と行政が協働でまちづくりに取り組むためのルールを定めたもの

※2 「東近江市市民協働推進計画（平成26年7月14日策定）」

条例に基づく協働によるまちづくりを総合的、計画的、具体的に展開するための計画

委員会の役割

「東近江市協働のまちづくり条例」第20条で、協働によるまちづくりを推進するため委員会を設置することとしており、その役割は次のとおりです。

1. 協働によるまちづくりの調査・審議
2. 市民協働の取り組みの検討
3. その他協働の推進に向けた活動

検討事項（平成26～27年度）

東近江市協働のまちづくり条例及び東近江市市民協働推進計画に基づく協働によるまちづくりを推進するための制度やしきみづくりを行う。

具体的な活動内容

- 協働ラウンドテーブルのしきみづくり
- 市民活動推進交流会「（仮称）市民活動大縁日」
- 協働の優良事例を表彰する「協働アワード」
- 市民と行政の協働研修の実施
- 協働事例集、協働マニュアルの作成
- 協働施策の推進 等

平成24年度及び平成25年度の市民協働推進委員会

回数 2年間で14回
活動内容 協働のまちづくり条例骨子案の作成
市民協働推進計画案の作成

活動風景



協働の本質とこれからの自治

龍谷大学政策学部 深尾 昌峰

(1) なぜいま「協働」なのか

- 「新しい公共」(民主党政権)、「共助社会」(自民政権)
- かつて経験した事のない社会構造....

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
a	100.0	96.1	88.7	81.3	76.1	73.1	70.6
	100.0	93.7	84.4	75.1	68.0	63.4	59.8
b	100.0	99.5	96.8	94.8	93.2	90.9	87.8
	100.0	96.3	91.0	87.2	84.1	79.8	74.5
c	100.0	110.0	125.6	135.7	140.4	143.9	147.4
	100.0	114.2	131.1	139.4	141.1	142.3	144.6
d	100.0	114.6	123.6	136.8	160.0	173.6	177.2
	100.0	122.2	141.4	161.0	186.2	194.7	192.0

「公」概念の変化～市民が担う「公共」の意味

明治以降公共的な仕事の多くを行政に依存

行政の肥大化(「タテ割り」や「お役所仕事」という言葉に象徴)

行政が担うべき仕事の洗い出し、公共的・公益的な事業の官と民の

役割分担を議論が重要。 → 「公共私」分類(ステップ分析)

かけがえのない一人ひとりの力を引き出す

「何もできない」人々....

社会構造の変化と「協働」そして「協働」を越えていくということ

少子高齢化社会の到来

課題の本質をつかみ、近い将来に備えた自治の仕組みの構築が急務の課題

今までの「協働」のフェーズをどう捉えるか(参加)

置き換え型 行政の既存事業を「民」へ

これからの「協働」のフェーズ(自治/経営)

本当の協働は、住民が行政に協力することだけではない

「課題」はどこにあるのか 課題と市民性（図参照）

→ 「きく」ということ

今までの「方法」を疑い見直す →自治のあり方を再編するということ

→ 何のために存在し、どこに向かっていこうとして

いるのか

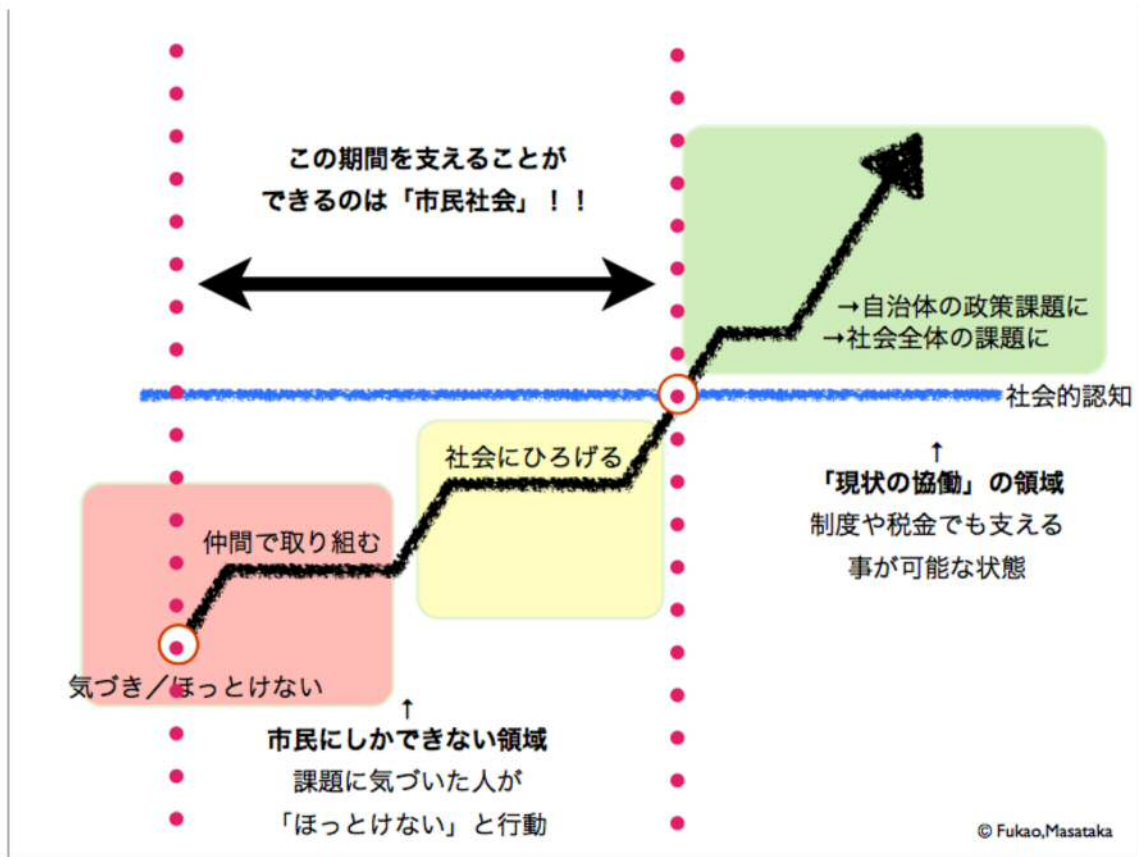
総力戦（チカラを引き出す）

→住民のチカラを地域社会の中で活かす

○自治のあり方を変えるということ（→事例：上勝町のゴミ問題）

○不幸な関係性を変える：オーナーシップを持つということ

（→事例：公園再生）



(2) 市民社会とその可能性～「協働」の「進化」のために

協働でどのような効果を狙うか

- (1) 施策の実効性を高め、効果的な施策実施
- (2) 課題解決のための役割分担の明確化と自己責任・自己決定能力を高める
- (3) 行政と市民との関係性の構築(回復から構築へ)→行政職員のモチベーション
- (4) 政策・制度の検証と再構築へむけた動き
- (5) 今日の行政のあり方、機能の構築

市民の参加の意味

- (1) 先駆性
社会の問題解決に対し先駆的に取り組むことができる。
「とにかくやろうよ」「ほっとけない！」 →社会課題化させる
行政は社会課題化させ、大多数が問題の重要性を認めてはじめて動ける
- (2) 多元性
いろいろな価値観で社会サービスを展開でき、市民社会のニーズに応えられる
- (3) 運動性(批判性)
何か問題を感じて始まる自発的な活動。市民主体の社会変革の担い手として、
課題を啓発し、多くの人の関わりを醸造する
その他にも「即応性」や「柔軟性」、「専門性」、「当事者性」などの特性もある

新たな「ルール」や「仕組み」の必要性～「深化」のために

同質化を招く危険性

主体としての位置づけ お客様的発想を捨てる 脱顧客志向

多様な参加の保障 結果を急がない(プロセスの重視) →事例:電線の地中化

「税制優遇」の意味

新たなお金の流れをつくり出す作業 「京都地域創造基金」の取り組み

「政策」の地域化

「評価」—事業評価と団体評価 と支える仕掛け

市民型事業を本気で立ち上げ、地域で支えるシカケ

分拡散した「共同性」の着地点としての「地域づくり」

資料編

市民協働推進委員会に関する条文

東近江市協働のまちづくり条例（平成26年東近江市条例第4号）から 抜粋

（市民協働推進委員会）

第20条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、この条例、推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調査審議し、市に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

東近江市協働のまちづくり条例施行規則（平成26年東近江市規則第29号）から 抜粋

（市民協働推進委員会の組織）

第7条 条例第20条に定める東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の委員は、学識経験者、公募による市民及び市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、委員会に顧問を置くことができる。

（市民協働推進委員会委員の任期）

第8条 委員及び顧問の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（市民協働推進委員会の委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（市民協働推進委員会の会議）

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

（市民協働推進委員会の庶務）

第11条 委員会の庶務は、総務部まちづくり協働課において処理する。